

撮影規約 第1.0版

株式会社エコノミア(事業ブランド:塚田スタジオ。以下「当社」)は、当社が提供する撮影および関連サービスについて、次のとおり撮影規約(以下「本規約」)を定めます。撮影日・撮影内容・金額など個別の条件は、お見積りに記載のとおりとします。

第1条(適用)

- 1. 本規約は、当社とお客様との間の撮影に関する一切の取引に適用されます。
- 2. 個別のお見積り、撮影ディレクションシートその他の書面に本規約と異なる定めがあるときは、その定めが優先します。
- 3. お客様が当社のお見積りを承諾した時点の本規約が、当該撮影に適用されます。

第2条(契約の成立)

- 1. 当社がお見積りを提示し、お客様がその内容を承諾する意思表示(電子メールその他の方法によるものを含みます)を行った時点で、撮影の契約が成立します。
- 2. 契約の成立後、当社は確定した内容を記載した確認の連絡をお客様に送信します。当該連絡の内容についてお客様から2営業日以内にお申し出がないときは、その内容をもって契約の内容とします。

第3条(撮影内容の確定)

- 1. 撮影する対象、カット数、当日の進行その他の撮影内容は、お見積りに記載のとおりとします。
- 2. 当社は、撮影の規模や内容に応じて、撮影の一覧および当日のタイムテーブル(撮影ディレクションシート)を作成し、事前にお客様と共有することがあります。
- 3. お見積りに記載のない撮影をお客様が当日ご希望になった場合、当社は進行の許す範囲で対応し、その対価を別途お見積りのうえ申し受けます。

第4条(料金および支払)

- 1. 料金は、お見積りに記載の金額とします。記載の金額はすべて消費税を含みません。
- 2. お見積りの有効期限は、発行日から30日間とします。
- 3. 当社は撮影の完了後に請求書を発行します。お客様は、請求書発行月の翌月末日までに、当社の指定する口座へお振り込みください。振込手数料はお客様のご負担とします。ただし、金額その他の事情により、あらかじめお申し出のうえ、代金の全部または一部の前払いをお願いすることがあります。
- 4. お客様の社内規程により締め日・支払期日・書式の指定があるときは、ご予約の際にお知らせください。可能な範囲で対応します。
- 5. 交通費、駐車料金、ヘアメイクの手配費用、機材・スタジオの借用料その他の実費が生じるときは、お見積りに記載のうえ申し受けます。
- 6. お客様が支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を申し受けます。

第5条(日程の変更およびキャンセル)

- 1. 撮影日の変更およびキャンセルは、電子メールまたはお電話でお申し出ください。お申し出の到達した日を基準に、次のとおりキャンセル料を申し受けます。

出張による撮影(お客様の指定する場所へ当社が何うもの)

|                |          |
|----------------|----------|
| 撮影日の7日前まで      | 無料       |
| 撮影日の6日前から3日前まで | 基準額の50%  |
| 撮影日の前々日から当日    | 基準額の100% |

来訪による撮影(当社スタジオで行うもの)

|             |       |
|-------------|-------|
| 撮影日の5日前まで   | 無料    |
| 撮影日の4日前から当日 | 別途ご相談 |

- 2. 前項の基準額は、当該撮影の最低金額とします。最低金額は、出張による撮影について半日65,000円・1日120,000円、来訪による撮影について25,000円とします(いずれも税別。お見積りに別段の定めがあるときはその額によります)。
- 3. 当社がお客様の依頼に基づき第三者に発注済みの費用(ヘアメイクの手配、機材・スタジオの借用、交通機関の手配等)が生じているときは、前項のキャンセル料とは別に、その実費を申し受けます。

4. 日程の変更については、撮影日の3日前までにお申し出があり、変更後の日程が当初の撮影日から3か月以内に確定し、かつ当社の受注可能な範囲であるときは、キャンセル料を申し受けません。変更のお申し出が2回目以降となると、または撮影日の前々日以降のお申し出であるときは、第1項の定めによります。
5. 撮影場所の準備、被写体となる方のご都合その他お客様側の事情により撮影を実施できなかったときは、撮影日当日のキャンセルとして取り扱います。

#### 第6条(当日の進行)

1. 撮影は、お見積りに記載の内容およびあらかじめお伝えする進行に沿って行います。
2. お客様側の事情により開始が遅れた場合、または撮影時間が予定を超過した場合、当社は進行の許す範囲で対応し、超過分の対価を別途申し受けることがあります。
3. 撮影場所の電源、控室、被写体となる方の集合について、お客様のご協力をお願いします。

#### 第7条(納品)

1. 当社は、撮影日から7営業日以内を目安に、データをオンラインで納品します。カット数および編集内容により納期が異なるときは、お見積りに記載します。なお、撮影の規模、お客様のご確認に要する期間および当社の稼働状況により、前後することがあります。
2. 納品データの形式、サイズおよび点数は、お見積りに記載のとおりとします。

#### 第8条(検収および修正)

1. お客様は、納品後7日以内に納品物をご確認ください。同期間内にお申し出がないときは、検収が完了したものとします。
2. 検収期間内のご指摘のうち、お見積りに定める作業の範囲内のものについては、無償で対応します。範囲を超えるものについては、別途お見積りのうえ承ります。

#### 第9条(再撮影)

1. 当社の責めに帰すべき技術上の瑕疵(ピント、露出、データの破損等)により納品物が使用に堪えないときは、当該部分について、当社の負担で再撮影を行います。
2. 被写体となる方の体調、服装、髪型、表情の印象など、撮影時の状態に起因するご要望については、前項の対象となりません。この場合の再撮影は、別途お見積りのうえ承ります。

#### 第10条(撮影データの保管および再納品)

1. 当社は、納品後6か月間、原則として撮影データを保管します。同期間内の再納品は、原則として無償で承ります。
2. 保管期間の経過後は、データを消去することがあります。データが存在する場合に限り、実費にて再納品を承ります。

#### 第11条(著作権および利用許諾)

1. 納品物の著作権は当社に帰属します。
2. 当社は、お客様に対し、納品物を期間・媒体・回数の制限なく利用する権利を許諾します。ウェブサイト、印刷物、SNS、広告、社内資料その他、用途を問わずご利用いただけます。二次利用料は申し受けません。
3. お客様が委託料の支払を遅滞したときは、当社は、お客様に通知したうえで前項の許諾を停止することができます。この場合、お客様は、支払が完了するまで納品物の利用を停止するものとします。
4. 第2項にかかわらず、納品物そのものを写真素材として第三者へ販売・提供すること、および写真素材配信サービスへ登録することはできません。
5. 当社は、お客様の納品物の利用について、著作者人格権を行使しません。

#### 第12条(被写体の同意)

1. 被写体となる方から撮影および納品物の利用についての同意を得ることは、お客様の責任において行っていただきます。
2. 被写体となる方から納品物の利用の中止等の申し出があった場合の対応は、お客様の責任において行っていただきます。当社は、お客様からのご連絡に応じ、当社が保管するデータの取り扱いについて、合理的な範囲で協力します。

#### 第13条(撮影場所および第三者の権利)

1. 撮影場所の使用について必要な許諾(建物の管理者、施設の運営者等からのもの)は、お客様の責任において取得していただきます。
2. 撮影の対象または背景に、第三者が権利を有する物品、意匠、美術品、ロゴ等が含まれる場合、その利用についての許諾は、お客様の責任において取得していただきます。

## 第14条(実績としての掲載)

1. 当社は、お客様の撮影の事実および納品物の一部を、当社のウェブサイト、SNS、営業資料等に制作実績として掲載することがあります。お客様は、本規約に同意することにより、この掲載に同意するものとします。
2. 前項にかかわらず、人物が特定できる納品物を掲載するときは、当社はあらかじめお客様に掲載の可否をご確認します。
3. 掲載を希望されないときは、お見積りの承諾時またはその後いつでも、その旨をお申し出ください。お申し出があった場合、当社は掲載を行わず、掲載済みのものについては、当社が管理するウェブサイトおよびSNSから速やかに取り下げ、既に配布した印刷物については以後の使用および配布を停止します。

## 第15条(秘密保持)

1. 当社は、撮影を通じて知り得たお客様の営業上・技術上の情報を、お客様の事前の承諾なく第三者に開示しません。撮影場所において知り得た情報についても同様とします。
2. 前項は、次の情報には適用されません。
  - 公知の情報
  - 当社が既に保有していた情報
  - 第三者から正当に取得した情報
  - 法令に基づき開示を求められた情報
3. 当社は、撮影に必要な範囲で業務を外部に委託することがあります。この場合、委託先に対して本条と同等の義務を課します。

## 第16条(不可抗力および撮影担当者)

1. 天災、悪天候、交通機関の運行停止、感染症の流行、法令の規制その他当社の責めに帰すことのできない事由により撮影を実施できないときは、当社とお客様は協議のうえ日程を変更します。この場合、キャンセル料は申し受けません。
2. 当社は、撮影を担当する者を当社の判断により定めます。担当者の急病その他の事由が生じたときは、当社は同等の技能を有する者を手配するよう努めます。手配できないときは、当社とお客様は協議のうえ日程を変更するものとし、この場合、キャンセル料は申し受けません。

## 第17条(損害賠償)

当社の責めに帰すべき事由によりお客様に損害が生じたときの当社の賠償責任は、当該撮影についてお客様が当社に支払うべき委託料の額を上限とします。ただし、当社に故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。

## 第18条(契約の解除)

1. 当社およびお客様は、相手方が本規約または個別の契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないときは、契約を解除することができます。
2. 相手方について、支払の停止、手形・小切手の不渡り、差押えまたは破産手続開始の申立てその他これらに準ずる事由が生じたときは、催告を要せず直ちに契約を解除することができます。
3. 前二項による解除は、解除した当事者が相手方に対して損害の賠償を請求することを妨げません。

## 第19条(反社会的勢力の排除)

1. 当社およびお客様は、自己が暴力団、暴力団員その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」)に該当しないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、確約します。
2. 相手方が前項に違反したときは、催告を要せず直ちに契約を解除できます。この場合、解除した当事者は、相手方に生じた損害を賠償する責任を負いません。

## 第20条(本規約の変更)

当社は、本規約を変更することがあります。変更後の内容は、当社ウェブサイトに掲載した時点から効力を生じます。ただし、変更前に成立した契約については、契約成立時の規約が適用されます。

## 第21条(準拠法および管轄)

本規約および撮影に関する契約は日本法を準拠法とし、これらに関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## お問い合わせ先

株式会社エコノミア(塚田スタジオ)

〒101-0035 東京都千代田区神田紺屋町20-1 神保ビル4B

電話:03-6206-8585(平日 10:00~18:00)

制定日:2026年7月10日(第1.0版)